

第42回千歳市環境審議会議事録

令和2年8月6日

第42回千歳市環境審議会

日 時：令和2年8月6日（木）10時～10時55分

場 所：第2庁舎2階会議室5・6

出席委員：長谷川誠会長、登坂英樹副会長、石川勇人委員、西尾暢人委員、
宇山昌一郎委員、向田健太郎委員、小林純子委員、森勝子委員、
鎌倉英昭委員、中西昭治委員、福岡和世委員（計11名）

欠席委員：小川善弘委員、荻原裕委員、熊本進誠委員、佐々木一彦委員（計4名）

事務局：澤田市民環境部長、小田市民環境部次長、吉田市民環境部環境センター長
岩崎環境課長、大野廃棄物管理課長、橋本廃棄物対策課長、
佐藤環境計画係長、仁部屋環境保全係長、藤村自然環境係長
中條主任、海谷主任

次 第

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 審議事項

審議第1号 第3次千歳市環境基本計画（素案）について

- 4 その他
- 5 閉会

第 42 回千歳市環境審議会議事録(会議概要及び議事要旨)

1. 開会

2. 議事録署名委員の指名

議事録進行に従い、長谷川会長が議事録署名委員に中西委員と宇山委員の 2 名を指名した。

3. 審議事項

審議第 1 号 第 3 次千歳市環境基本計画素案について

(1) 「審議第 1 号」について長谷川会長から事務局へ説明が求められ、次のとおり説明した。

【審議第 1 号】

第 3 次千歳市環境基本計画（素案）について

説明資料として、「第 3 次千歳市環境基本計画（素案）追加・修正事項」、「第 3 次千歳市環境基本計画（素案）」により説明した。

目次

目次中の「教育・パートナーシップ」について、前回の審議会での意見を踏まえ、「環境教育・パートナーシップ」に改める。

第 1 章 計画の基本的事項

4 計画の対象範囲

「(2)対象とする環境の範囲」の中の「教育・パートナーシップ」を「環境教育・パートナーシップ」に改める。

6 計画の策定方法

図中の「取組の分野の設定」の中の「教育・パートナーシップ」を「環境教育・パートナーシップ」に改める。

第 3 章 千歳市の現況

1 千歳市の特性

「(4)観光」文章中の「国立公園支笏湖」を総合計画との整合を図り「支笏洞爺国立公園支笏湖地域」に改める。

2 千歳市の環境の現状と市民意識

「(5)教育・パートナーシップ」を「環境教育・パートナーシップ」に改める。

「①千歳市の教育・パートナーシップに関する現状」を「①千歳市の環境教育・パートナーシップに関する現状」

【環境学習や啓発事業】の題名等に使用している「環境学習」という文言を、「環境学習」と「環境教育」を明確に区分すべきとの意見が事前意見書にて提案されたことを受け、市民が環境学習の場に参加することを「環境学習」、市が市民に環境学習の場を提供するものを「環境教育」とする。このことから、【環境学習や

啓発事業】の題名を【環境教育や啓発事業】に改めている。また、その文章中の「環境学習」を「学習機会の提供」に改める。

【教育・パートナーシップに関する市民意識】の題名を【環境教育・パートナーシップに関する市民意識】に改める。

「②現状の主な取組」の中の「環境学習」を「学習機会の提供」に改める。

第4章 望ましい環境像と基本目標

2 5つの取組分野の基本目標

「5つの取組分野の基本目標」の中の「教育・パートナーシップ」を「環境教育・パートナーシップ」に改める。

3 計画の体系

「取組分野ごとの基本目標」の中の「教育・パートナーシップ」を「環境教育・パートナーシップ」に改める。

4 取組地域

「自然公園等の地域」、「空港・市街地地域」、「農業地域」の中の「教育・パートナーシップ」を「環境教育・パートナーシップ」に改める。

5 分野ごとの取組

1. 地球温暖化防止

①「2030年の目指す姿」の題名を「2030年の目指す姿（基本目標）」に改める。なお、58ページ、70ページ、78ページ、86ページについても同様とする。

「1-1. 地球温暖化防止の推進」の市の取組「地球温暖化防止について、環境学習の開催や、企業・団体の環境に配慮した取組内容を紹介するなど、意識の醸成を図ります。」を「地球温暖化防止について、環境イベント等での周知や、企業・団体の環境に配慮した取組内容を紹介するなど、意識の醸成を図ります。」に改める。

「1-2. 省エネルギーの推進」の指標「エネルギー使用に係る削減率」について、総合計画との整合を図り、内容を「市の施設全体のエネルギー使用に係る効率化を計るための指標である原単位の削減率」から「市が所有又は管理する施設のエネルギー使用に係る効率化を計るための指標である原単位の基準値からの削減率」に改める。また、指標「「ECO ちとせ」認定事業者数（累積件数）」について、指標名を「「ECO ちとせ」認定事業所数」、内容を「「ECO ちとせ」の認定事業所件数の累計」に改める。

「1-3. 低炭素社会の確立」の指標「地場産品使用割合（肉類・野菜類）」について、総合計画との整合性を図り、指標名を「地場産品使用割合（野菜類）」、内容を「学校給食使用食材（野菜類）における道内産使用割合」に改める。これは、肉類は既に地場産品（北海道産）100%を達成していることから、野菜類のみの指標とするためである。また、基準値を82%から31.5%に、目標値を100%から50%にそれぞれ改める。

2. 環境保全

②「2-1. 安全安心な大気・水の確保」の指標について、それぞれ総合計画との整

合を図り、「大気公害の苦情件数」を「大気汚染の苦情件数」、「水質公害の苦情件数」を「水質汚濁の苦情件数」に改める。「クリーン農業実施圃場面積」について、基準値を 5ha から 530ha に、目標値を 600ha から 585ha にそれぞれ修正する。

「2-2. 騒音・振動に関わる安心の確保」の市の取組について、厚生環境常任委員会から、より具体的な取組について意見があったことから、取組を次のとおり改め、関連性が高い取組の順に並べ替える。

取組の修正として「航空機騒音について、常時監視を行うことにより現状を把握し、市民に対し情報提供を行います。」を「航空機騒音について、常時監視を行うほか必要に応じて臨時測定を実施するなど状況の把握に努め、市民に対し情報提供を行います。」に改める。

「防衛施設の設置や運用に起因する騒音・振動については、学校・病院・住宅などの防音や移転措置などの対策を国等に要請します。」及び「民間航空機の運行に起因する騒音については住宅などの防音対策を国等に要請します。」を「新千歳空港の 24 時間運用や防衛施設の設置・運用に伴う騒音等の実態を把握し、学校・住宅等の航空機騒音対策や移転措置などについて、予算の確保や制度の改善、対象の拡大等必要な対策を国などに要請するとともに、障害の緩和や生活環境の向上に向けた取組を推進します。」に改める。

「C 経路沿線の緩衝緑地帯の適正な維持管理に努めます。」を「C 経路と沿線の緩衝緑地帯については、大型車や装甲車が走行する際に発生する騒音や振動などの障害を防止し、沿道の良い住環境を確保するため、適切な維持管理を行います。」に改める。

3. 自然共生

③「基本的な考え方」の中の「国立公園支笏湖や国有林」を「支笏洞爺国立公園支笏湖地域」に改める。

「3-1. 自然環境と暮らしの共生」の市の取組「2）自然環境の活用・空間形成」のうち、「支笏湖周辺地域の自然を保全するとともに、適切な管理を国に要請し、利用者に親しまれる空間づくりに努めます。」を「支笏湖地域の自然を保全するとともに、適切な管理を国に要請し、利用者に親しまれる空間づくりに努めます。」に改める。

「3-1. 自然環境と暮らしの共生」の指標「経営管理が行われている私有林面積」の基準値を 1,492ha から 1,489ha に、目標値を 1,546ha から 1,587ha にそれぞれ改める。74 ページについても、同様に改める。

5. 教育・パートナーシップ

⑤教育・パートナーシップだが、85 ページ、86 ページの「5. 教育・パートナーシップ」の題名を「5. 環境教育・パートナーシップ」にそれぞれ改める。

「5-1. 多様な環境教育・環境への意識の向上」の指標「環境学習受講者数」の内容を「「子ども環境教室」等の年間の受講者人数」から「「子ども環境教室」等の年間受講者数」に改める。

指標「環境活動スクール（エコ活）の登録数（累計）」を「環境活動スクール（エコ活）の登録者数」に改め、内容を「環境活動スクール（エコ活）に登録した小中学生の累計」に改める。

「5-1. 多様な環境教育・環境への意識の向上」において、前回の審議会でマイクロプラスチックに関するコラムの掲載について意見があったことから、「マイクロプラスチックについて」のコラムを追加する。

【質疑応答】

委員

「2030年の目指す姿」という題名に「（基本目標）」を追加した理由は何か。

事務局

44 ページ「計画の体系図」で取組分野ごとの基本目標として記載している。このことを前回審議会において「2030年を目指す姿 基本目標」と口頭で説明していたが、記載した方がわかりやすいと考えたため改めた。

委員

マイクロプラスチックについてのコラムを追加しているが、プラスチックごみ問題について、現行の計画から施策が変更となった部分はあるか。

事務局

現在もプラスチックごみの適切な処理を続けており、それらの取組の延長として実施していく。プラスチックごみ問題は関心が高く話題になっているため、環境教育の中で市民に周知したいと考えている。

（補足）

国では、プラスチックごみの新たなリサイクル方法として、分別回収を地方に要請するという報道があったが、具体的な内容はなく、我々も初めて聞く話であり、国からも何も示されていないことから、本計画の中に明記することは難しい。しかし今後何らかの形で制度化されていく可能性はあるため、リサイクルの手法として、市民にとって有効な施策なのかどうか具体的な内容が示された後、検証していく必要がある。現在、プラスチックごみ※は埋立処分しており、リサイクルという形では処理していない。ただし、道央廃棄物処理組合で令和6年に運用開始予定の新たな焼却処理施設において、プラスチックごみなどを焼却する際の焼却熱を利用した発電システムを運用するなどの計画がある。

追加説明（委員会未発言）

※ここでいうプラスチックごみとは、プラスチック製商品のほか、4種資源物やプラスチック容器包装のうち適格品を除いたリサイクルされていないプラスチック類をいう。

委員

何年後かに計画を見直す中で、追加されていく可能性はあるか。

事務局

ごみの処分方法を見直す場合は、廃棄物行政も本審議会と同様のごみ減量等推進審議会があるので、そこに諮り、一般廃棄物処理基本計画を見直すこととなる。

委員

82 ページの指標「リサイクル率」について、目標値が高く設定されているように思うが、これは焼却熱の利用を数値に見込んでいるからか。

事務局

目標値の計算に焼却熱の利用は含めていない。リサイクル率を今後上げていこうということである。

会 長

78 ページ「2030 年の目指す姿」の文章中に「ごみの減量化やリサイクルの推進」という大きな目標が掲げられており、この中に焼却熱を利用するなど有効活用もするということが含まれるという考え方で良いかと思う。

現在、市ではプラスチックごみを全て埋立処分しているのか。

事務局

プラスチックごみには色々な種類があり、4 種資源物として回収したペットボトルをはじめ、リサイクル業者から出されるプラスチックごみ、町内会の集団資源回収で出されるプラスチックごみをリサイクルするなどしている。ただし、リサイクルすることが難しいプラスチックごみも相当数あり、これについては破砕し埋立処分している。今後、こういった処理をより高いレベルのものにしていかなければならないと考えており、そのうちの一つとして焼却熱の利用がある。

委 員

白いゴミ袋に分別しているプラスチックごみについても、全て埋立処分しているのか。

事務局

プラスチック製の容器や包装は、市民の皆さんに資源ごみとして白いゴミ袋に分別していただいているところであるが、資源ごみ以外のものが混ざっていることもある。リサイクルセンターでは、職員が一つ一つ手でこれらのごみを選別し、リサイクルすることが困難なものを埋立処分している状況である。市民からプラスチックごみとして出されているものを全て埋立処分しているわけではない。

(補足)

新しい焼却施設が運用を開始した場合においても、プラスチック製容器包装の回収方法が変わることはない。今後もきれいに洗って白いゴミ袋に分別してもらいたい。

委 員

黄色いゴミ袋には、これ以上使えないものを分別している。東京では大型ごみ以外はすべて焼却している。こんなにきれいにしてごみ出しするのかと感じた。洗って出すからには、全てリサイクルに使われていると思っていた。

事務局

プラスチックごみのリサイクルは、プラマークのあるものが対象となっている。それ以外のプラスチックは黄色いゴミ袋に分別してもらいたい。分別基準としてプラマークがついているかどうかで判断してもらいたい。

(補足)

プラスチックごみのうち、容器包装、弁当容器などはきれいに洗って分別してもらえればリサイクル処理する。白いゴミ袋のプラスチック製容器包装については 100% リサイクルを目指しているが、出されているものの中には、分別が難しくリサイクルできないものも入っているため、1 つずつ職員が手で選別している。

委 員

私たちもきれいにしよう心掛けていますが、このことをもっと周知・徹底した方

が良いのではないか。そうすれば状況が変わるのではないか。

会 長

プラスチックにはいくつも種類があり、リサイクルすることは簡単ではない。広報ちとせなどで環境センターの取組を特集し、計画策定に合わせて周知しても良いのではないか。機会があれば検討いただきたい。

事務局

広報ちとせで、環境センターの取組をコラムやお知らせのような形で小さな記事ではあるが、毎月掲載している。過去には不法投棄やごみに関する情勢が大きく変わる際には特集を組んだこともあった。今後も様々なメディアを通じ、周知していくことが必要と考えている。

会 長

他に質問や意見がなければ、この計画素案でパブリックコメントが実施されることとなる。ちなみに、事務局ではパブリックコメント実施前に本日の審議内容を踏まえ、委員からの意見を募集する期間を1週間程度設けることは可能か。

事務局

意見を伺うことは可能であるが、仮にいただいた意見が審議会での審議を必要とする場合は、スケジュール上の理由から次回審議会において反映させていただきたい。

会 長

それでは、本日、審議した計画素案でパブリックコメントを実施することとする。

4 その他

事務局

次回の審議会については10月頃の予定である。内容については、パブリックコメントやその他調整事項で変更になった点について報告する。また、2次計画の進捗の報告も予定している。

5 閉会